

## 平成 24 年度 乙訓圏域障害者自立支援協議会 『発達支援部会』活動報告（案）

### 設置の目的、役割等

平成 23 年度には「発達障がい児・者支援プロジェクト」としてスタートし、乙訓地域で生活している発達障がい児・者が抱える課題を把握する機会と情報共有の場を設けられました。

今年度は、新たに『発達支援部会』となり、前年度の課題としていた教育、保健、福祉分野の連携について、具体的なケースをあげながらどのような連携の形があるのか、圏域の発達障がいの実態や連携に向けた課題等を検討する事になりました。

### 取り組み経過

今年度の取り組みとして、まず発達障がい児の乙訓圏域の現状等をお互いに確認するため、ケーススタディを通じ、課題を共有することから始めました。

福祉サービス事業所からは、これまでの利用者や教育機関と取り組んだ具体的なケース状況から、早期の療育や福祉サービス利用を通して、利用者や家族の障がい受容や障がいに対する認識を促していただくことで、青年期、成人期に本人が苦手な場面に遭遇した時の対応が容易になること等が話されました。

その後、学齢期（小学校、中学校）における教員を対象にして、福祉分野の相談体制や福祉サービス利用に繋がられる「パンフレット」の作成に取り組むことになりました。

### 取り組みの状況

#### ○定例会の開催

〈第 1 回〉平成 24 年 7 月 26 日（木）16:00～17:30

乙訓保健所 講堂 公開

- ・自己紹介 ・部会長選出
- ・部会の趣旨と今後の進め方

〈第 2 回〉平成 24 年 9 月 26 日（水）15:30～17:00

乙訓保健所 講堂 非公開

- ・ケーススタディ（こらぼねつと京都・伊藤氏より）

〈第 3 回〉平成 24 年 11 月 29 日（木）15:30～17:00

乙訓保健所 講堂 公開

- ・教員向けパンフレット作成に向けた意見交換

〈第4回〉平成25年1月30日(水) 15:30~17:00

乙訓保健所 講堂 公開

- ・教員向けパンフレット作成に向けた意見交換
- ・次年度における、子どもケース会議実施等の確認

〈第5回〉平成25年3月13日(水) 15:30~17:00

乙訓福祉施設事務組合 会議室 公開

- ・教員向けパンフレット作成に向けた意見交換(最終)
- ・次年度課題整理、方向性について意見交換

### 平成25年度にむけた課題

パンフレットの作成に向けて各機関担当者からの意見を集約にし、意見交換を重ねてきました。その中で、各機関から出た具体的なケースを通じた情報共有を図ることができ、困難な事例の実情を知ることができました。

また、福祉サービス等への利用を具体的に考える方法として教員向けのパンフレットの作成を進めてきましたが、配布方法等について各機関での確認・調整が必要なことや部会協議の時間の制約から次年度に持ち越すことになりました。

次年度は、第1回目の部会開催までにパンフレット最終(案)を提案し、部会員の意見を確認し、第1回開催時に最終確認できるようにしたいと考えます。

また、教育分野を中心に各機関との関わりを進められるよう、パンフレット等も活用しながら、発達障がい児・者の支援方法を検討できるシステムの構築や各機関との連携による発達障がいに関する研修会の開催等、具体的な関わりが持てる機会を増やす努力を進めていきたいと考えます。

### 子どもケース会議について

平成23年度の子ども部会の報告においては、児童デイサービスの利用については、当該児童の発達の様子や各施設の受け入れ状況を鑑みて子どもの発達に適した事業所を選べるように今後も検討の必要があることを確認しました。

それを受け、24年度は発達支援部会の作業部会として子どもケース会議を設置しました。

### ◎ 会議の開催

第1回 6月1日(金) 10:00~12:00 保健所

(ポニー→こらぼ 検討ケース 0)

(こらぼ→ポニー 検討ケース 長1)

(新規ケース 向2・長6・大1)

第2回 8月27日(木) 10:00~12:00 保健所

(第1回会議以降に児童デイ利用ケース 長3)

(新規ケースのうち面接予定ケース 長4、大2)

(新規ケース 向3)

第3回 11月30日(金) 9:30~11:00 保健所

(前会議以降の利用開始ケース報告 向1 長1)

(新規ケース 長4 大2)

第4回 2月19日(火) 10:00~12:00 保健所

(新規ケース 向4 大3)

(ポニー→こらぼ検討ケース 1)

第5回 2月21日(木) 10:00~ 保健所

(新規ケース 長7)

■ <児童発達支援利用に関する相談支援フローの検討>

本来は、検診等で「療育」が必要とされたら、児童発達支援を利用するためサービス利用計画策定が必要となるので、本人(保護者)は、相談支援事業所と利用する児童発達支援事業所の説明を聞いたり、見学に行くことになるが、そこに至るまでの信頼関係等を重視し、サービス提供事業所の選定までを保健師とすることとし、その後、相談支援事業所につなぐことを、乙訓版相談フローとすることを申し合わせました。

6回 2月25日(月) 13:30~ 保健所

(新規ケース 向1 長2)

(ポニー→こらぼ検討ケース 11)

24年度は、子どもケース会議時にどの事業所が望ましいかを利用待機者を出さずことなく、検討することができました。2市1町の健康推進課、障害福祉課、事業実施事業所が連携し事前にケース検討することのメリットを活かした結果と言えます。

一方、事業所数が2箇所しかないため、年度の後半には定員の心配をしながら協議をすすめる現実は23年度と同じでした。

また、23年度に課題としていた子どもケース会議の今後の実施機関については児童発達支援センター的機能を有する機関に引き継ぐよう報告していましたが、2市1町行政と乙訓福祉施設事務組合で25年度も協議が継続されることになりました。

子どもケース会議について、25年度から乙訓福祉施設事務組合が実施機関となることを提案します。